

【表紙】

【提出書類】 訂正報告書

【根拠条文】 法第27条の25第3項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 アレイオンアセットマネジメントカンパニーリミテッド
(Areion Asset Management Company Limited) 取締役 有馬 栄乃進

【住所又は本店所在地】 香港セントラル181クイーンズロード グランドミレニアムプラザ 17階 1705
(Unit 1705, 17/F, Low Block, Grand Millennium Plaza 181 Queen's Road Central, Hong Kong)

【報告義務発生日】 該当事項なし

【提出日】 令和元年5月10日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 該当事項なし

【提出形態】 該当事項なし

【変更報告書提出事由】 該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社グッドスピード
証券コード	7676
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	アレイオンアセットマネジメントカンパニーリミテッド (Areion Asset Management Company Limited)
住所又は本店所在地	香港セントラル181クイーンズロード グランドミレニアムプラザ 17階 1705 (Unit 1705, 17/F, Low Block, Grand Millennium Plaza 181 Queen's Road Central, Hong Kong)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区二番町9番地10 タワー麹町7階 あつみ法律事務所 弁護士 渥美 陽子
電話番号	03-5357-1485

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成31年4月25日
訂正箇所	令和1年5月9日に提出いたしました大量保有報告書の記載事項に不備があったため、これを訂正いたします。

(訂正前)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項

(訂正後)

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の23第1項

(訂正前)

【表紙】

【氏名又は名称】

アレイオンアセットマネジメントリミテッド
(Areion Asset Management Limited)

(訂正後)

【表紙】

【氏名又は名称】

アレイオンアセットマネジメントカンパニーリミテッド
(Areion Asset Management Company Limited) 取締役 有馬 栄
乃進

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	アレイオンアセットマネジメントリミテッド(Areion Asset Management Limited)
住所又は本店所在地	香港セントラル181クイーンズロード グランドミレニアムプラザ 17階 1705 (Unit 1705, 17/F, Low Block, Grand Millennium Plaza 181 Queen's Road Central, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	アレイオンアセットマネジメントカンパニーリミテッド (Areion Asset Management Company Limited)
住所又は本店所在地	香港セントラル181クイーンズロード グランドミレニアムプラザ 17階 1705 (Unit 1705, 17/F, Low Block, Grand Millennium Plaza 181 Queen's Road Central, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	